別紙２

会津若松市内の一般職員公舎退居について

１ 退居手続

(1) 提出書類　退居届

(2) 提出期限　令和６年３月１５日（金）正午（ＦＡＸ又は電子メール可）

(3) 提出先　　会津教育事務所総務社会教育課（異動前の所属経由）

(4) 退居届の記入上の注意

イ　「退居予定年月日」は、原則、会津教育事務所に鍵を返却する日とすること。

ロ　「検査希望年月日」については、下記２を参照のこと。

ハ　退居日によっては、３月分の公舎入居料を一部還付することとなるので、備考欄

に還付金の振込先を記入し、通帳の写しを添付すること。

２ 退居検査

退居検査は入居者と修繕箇所等を確認するために行うものです。

年度末の検査は、例年、件数が多いため、次の日程に集中して行うので、希望する日時を退居届に記入すること。検査日時が決まりましたら、勤務先に連絡します。

（どうしても都合が合わない場合は連絡願います）

(1) 集中検査日

令和６年３月２２日（金）10:30 ～ 12:00、13:30 ～ 15:00

令和６年３月２５日（月）10:30 ～ 12:00、13:30 ～ 15:00

(2) 留意事項

イ　検査に要する時間は、１５分間程度を予定。

ロ　検査時は、職員本人又は同居者が立ち会うこと。

ハ　検査前日までに「公舎退居チェックリスト」を用いて入居者自らが各項目を点検

すること。検査当日に、記入済のチェックリストを提出すること。

ニ　検査では、全部屋の状況を確認しますが、当日までに部屋の整理、修繕が完了している必要はありません。

３ 退居

(1) 退居時までに、次の内容を実施してください。

イ　襖及び障子の張り替え。および、網戸に破損がある場合は、張り替えること。

ロ　入居者が設置したエアコン、ガスレンジ、瞬間ガス湯沸かし器等は必ず撤去すること。

ハ　電気ブレーカーを「切」にし、水道の元栓及びガスの元栓を閉栓すること。

また、水洗トイレの止水栓は、漏水防止のため必ず止めること。

(2) 鍵は、会津教育事務所総務社会教育課へ持参又は郵送で返却すること。

ただし、退居検査時点で部屋の整理、修繕等が完了している場合は、検査終了時にそ

の場で鍵を返却可能です。